

宜野湾市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法にすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）や関係法令等が整えられてきた。

宜野湾市においては、「21世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん21～」を策定した。その後、名称を「宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」へと変更し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

さらに、平成22年1月30日には、男女共同参画社会の実現に向けて市民意識の一層の高揚と気運の醸成を図ることを目的として、「共に輝く「ねたて」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言」を行った。

しかしながら、固定的な男女の役割意識や社会の慣習、しきたり、性別等を理由とした差別や暴力等の人権侵害は、今なお根強く存在しており、男女平等の推進を妨げる要因となっている。

すべての人が平和で安心して暮らすためには、平等で多様性を認め合い、あらゆる分野において協働し、権利が保障され、喜びと責任を分かち合うことのできる人権尊重のまちの実現を図ることが重要である。

ここに、私たち宜野湾市民は、平和で安心な社会を目指し、市及び市民等が協働して男女共同参画社会の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、社会における対等な存在として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性 性別等、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、個性及び能力の違いのことをいう。
- (3) 市民等 市民、事業者（市内において事業活動を行う全ての個人及び

法人その他の団体をいう。)、教育関係者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。)及び自治会のことをいう。

- (4) 積極的改善措置 社会的・構造的な差別によって、現在不利益を受けている人たちに対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした措置のことをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力又は虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)のことをいう。
- (6) 性暴力 望まない、同意のない、対等でない、又は強要された性的な行為のことをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 本人が意図する又は意図しないにかかわらず、性的言動により相手や周りの人を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え又は脅威を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること。
- (2) すべての人が、固定的な男女の役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) すべての人が、それぞれの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (4) すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (5) すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女平等教育が実現されるよう配慮されること。
- (6) すべての人が、相互の協力と社会の支援のもと、子育て、介護、その他の活動について安心して行うことができ、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画社会の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

ない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するにあたっては、市民等、国、県及び他の地方公共団体と連携するとともに、積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 市は、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭、その他における活動が両立して行うことができる職場環境の整備に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に、積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱をしないよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の推進における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、基本理念にのっとり、教育を行わなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 教育関係者は、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱をしないよう努めなければならない。

(自治会の責務)

第9条 自治会は、地域活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、すべての人が共に参画する機会を確保するよう積極的に努めなければならない。

2 自治会は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 自治会は、役職の構成にあたっては、性別等を理由に異なった取扱をしないよう努めなければならない。

(人権侵害の禁止)

第10条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- (1) ドメスティック・バイオレンス
- (2) 性暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他の人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、固定的な男女の役割分担、すべての暴力等を正当化若しくは助長させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第12条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するにあたっては、市民等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等にあたっての配慮及び積極的改善措置)

第13条 市は、あらゆる施策の策定及び実施にあたっては、この条例の基本理念に配慮するものとする。

2 市は、市の審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡等を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(普及啓発活動)

第15条 市は、男女共同参画社会の推進に関して、市民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画会議)

第17条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため宜野湾市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、宜野湾市男女共同参画会議規則（平成5年宜野湾市規則第4号）に定める。

(苦情又は相談への対応)

第18条 市民等は、市長に対して、この条例及び市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又はそれに影響を及ぼすと認められる施策について、書面により苦情又は相談を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて参画会議の意見を聴き、又は関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（改訂版）」（令和2年4月策定）は、第12条の規定により策定し、公表された男女共同参画行動計画とみなす。

(宜野湾市附属機関設置条例の一部改正)

3 宜野湾市附属機関設置条例（昭和55年宜野湾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部宜野湾市男女共同参画会議の項を削る。